

# 令和6年度女性の健康課題に関する健康意識調査業務 公募型プロポーザル説明書

## 1 業務概要

### (1) 業務の目的

本県女性の健康寿命が全国と比較して低位であること、健康づくりに関する指標等で女性が男性と比較して劣後している項目が多いことから、健康課題に影響していると考えられる健康に対する意識の違いや生活習慣等の要因について、本県及び先進県の女性を比較分析する調査を実施し、今後の本県の「女性の健康づくり」に向けた具体的取組の検討の参考とするため。

### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約締結日から令和6年12月27日まで

### (4) 予算額

12,999千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 2 注意事項

### (1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和6年7月18日（木） 午後5時

### (2) 仕様書に対する質問書提出期限

令和6年7月22日（月） 午後5時

### (3) 上記(2)に対する回答日等

令和6年7月23日（火）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

### (4) 提案書提出場所及び期限

#### ① 提案書提出場所

広島県健康福祉局健康づくり推進課

#### ② 提案書提出期限

令和6年7月25日（木） 12時

### (5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等

#### ① 実施場所

広島県健康福祉局健康づくり推進課

#### ② 実施日時

令和6年7月29日（月）午前中（時間、場所の詳細は別途通知する。）

#### ③ 出席者

公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

#### ④ 内容

企画提案者によるプレゼンテーション。1提案者当たりの説明時間は15分以内とし、質疑応答は15分とする。

#### ⑤ その他

プレゼンテーションは提出した提案書により行うこととし、追加資料の配付は認めない。

- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、申請書（別記様式第1号）、法人概要（別記様式第2号）及び電子データの保存等に関する申出書（別記様式第3号）を提出すること。  
グループで参加する場合は、グループ構成書（別記様式第4号）及び委任状（別記様式第5号）をあわせて提出すること。
  - ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
  - ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
  - ④ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (7) 仕様書について
- ① 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2 (3) 仕様書に対する質問書提出期限」までに、質問書（別記様式第6号）により電子メールで提出すること。  
送付先メールアドレス：[fukensui@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:fukensui@pref.hiroshima.lg.jp)  
件名を「(プロポーザル) 女性の健康課題に関する健康意識調査に関する質問」とし、送信後に電話にて到達の確認を行うこと。  
到達確認先：広島県健康福祉局健康づくり推進課  
健康づくり推進グループ（082-513-3076）
  - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (8) 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
  - ② 上記の通知を受けた者は、広島県健康福祉局健康づくり推進課に対してその理由説明を求めることができる。
  - ③ この説明を求める場合は、令和6年7月31日（水）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
  - ④ 上記に対する回答は、令和6年8月1日（木）までに、書面により行う。
- (9) 支払条件  
業務完了後の一括払いとする。
- (10) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 参加者の負担について  
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (13) 提出された提案書について
- ① 提出された提案書は、返却しない。

- ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

### 3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書を基に協議を行い、協議が整った場合に、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際に、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

### 4 添付書類

- 公告の写し
- 契約書（案）
- 仕様書
- 企画提案書作成要領
- 評価基準
- 様式類

【別記様式第 1 号】公募型プロポーザル参加資格確認申請書

【別記様式第 2 号】法人概要

【別記様式第 3 号】電子データの保存等に関する申出書

【別記様式第 4 号】グループ構成書

【別記様式第 5 号】委任状

【別記様式第 6 号】仕様書等に対する質問書

【別記様式第 7 号】取下願

**【問い合わせ先】**

広島県健康福祉局健康づくり推進課 担当 天野、西井

電話 082 - 513 - 3076 (ダイヤルイン)